

愛知県病院薬剤師会旅費等支給規定

趣旨

第1条 一般社団愛知県病院薬剤師会(以下「本会」という。)の活動に関する諸会議等、日本病院薬剤師会での諸会議等および学会に本会を代表して参加する者に旅費等を支給するため、この規定を設けるものとする。但し、本会以外から旅費等の支給がある場合には適応しない。

支給される範囲

第2条 この規定により支給される範囲は本会役員、委員及び会長が認めた者のみとする。

旅費等の支給

第3条 会議の参加にあたっては、交通手段にかかわらず所属施設から目的地まで公共交通機関を利用した場合の費用とする。ただし、愛知県内の移動については特急券、指定席券を含まず、10円単位は切り上げとする。所属施設から徒歩圏内または自施設での開催の場合には、500円を支給する。

第4条 会議、研修会等におけるスタッフ費用として、交通費の別に会議費として3000円支給する。

宿泊・日当等

第5条 宿泊費および学会参加費は、次の通りとする。

- (1) 宿泊費は10,000円(税込み)を支給する。
- (2) 学会参加費は原則として事前申込金額を支給する。但し正当な理由があれば当日申込金額を支給する場合もある。

出張申請

第6条 愛知県外へのお出張申請に際しては、出張申請書(別紙)を事前に会長へ提出し、許可を得る。

出張報告

第7条 愛知県外の移動に伴う特急券、指定席券等の精算の場合は、出張後速やかに会長へ領収書を提出する。

旅費の経費

第8条 旅費に要する経費は、本会の一般会計(各委員会予算、各支部会予算)より充当する。

規定の取り扱い等

第9条 この規定は、総会の決議を経てこれを定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年2月 26 日から施行する。

一部改訂 令和6年6月2日